

誘導施策集（令和6年3月時点）

■ 居住誘導に係る施策

方向性	施策名	概要	所管課	(参考)対象区域	分類	取組状況
施策⑨：届出制度の運用や支援措置の活用	西都市民間住宅団地開発支援事業	<p>良好な住宅地の供給を進め、定住人口の確保を図るため、民間事業者が西都市内に開発・造成する住宅団地のうち、一定の基準を満たすものに対して支援を行う。</p> <p>既存の民間住宅団地開発支援の対象区域を居住誘導区域・地域生活拠点内に制限することで、居住誘導区域・地域生活拠点内での民間の住宅開発を推進することができる。</p>	総合政策課	居住誘導区域 地域生活拠点	市独自	検討中

■ 都市機能誘導に係る施策

誘導施策	施策名	概要	所管課	(参考)対象区域	分類	取組状況
施策②：公共施設の整備・集約・促進	市立中学校再編事業 (都市構造再編集中支援事業)	R8年度中学校再編	教育政策課	都市機能誘導区域	市独自 (国)	実施中 (検討中)
施策③：民間事業者の創業支援	西都市創業等支援事業	市内で創業を行う者に対して、創業に係る経費を補助する事業で、(補助基本額50万円、加算額30~50万円)都市機能誘導区域において創業する者に対しては30万円を加算。	商工観光課	市全域 (都市機能誘導区域において加算額を追加)	市独自	実施中
施策⑤：都市基盤の整備	都市構造再編集中支援事業	立地適正化計画を策定済みの市町村の市街化区域(用途地域内)において一定の要件を満たす事業について、国費率の高上げ等を行い、都市基盤の整備を実施し、良好な居住環境を形成する。(道路・公園・地域生活基盤施設・高質空間形成施設・土地区画整理事業等)	建設課	居住誘導区域内	国	検討中